

CKDグリーン調達ガイド

2011年度版



CKD

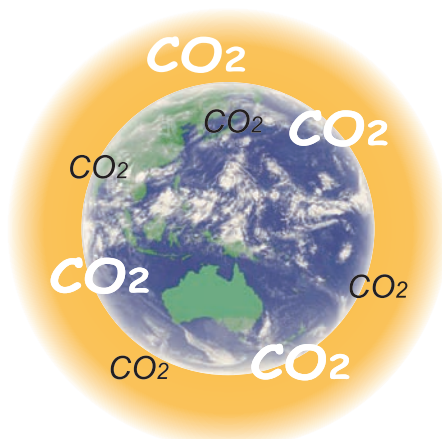
はじめに...

世界的規模で消費拡大が続く現代。この30年間で地球自然は約30%が失われ、2030年代の半ばまで、私たちのライフスタイルを維持するためには、地球が2個、必要だと言われています。

2010年10月には名古屋市で「COP10」が開催され、改めて生物多様性の重要性が認識されるなど、地球環境保全は万国共通の願いです。

当社は、そんなかけがえのない地球資源を活用させていただきながら、自動化と流体制御技術を生かした環境負荷低減商品の開発・拡販に取り組んでおります。購買活動としては、調達段階から環境に配慮したグリーン調達活動を行っておりますが、地球環境保全活動を推進していく上で、「お取引先様と一体となった活動」は欠かせない要素となっており、今回、CKDグリーン調達ガイドを作成し、環境影響化学物質管理と環境保全に関する当社の要求事項を明確化させていただきました。

お取引先様におかれましても、そうした当社の環境活動に対する考え方や取り組みをご理解いただき、積極的な活動を推進していただきますようお願い申し上げます。



目次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 購買理念
4. 購買の基本方針
5. グリーン調達
6. 環境保全活動の取り組み
7. 環境影響化学物質の規格
8. お取引先の環境影響化学物質の管理
9. 環境影響化学物質の含有データ、禁止物質の不含有証明書、MSDSの提出
10. 環境影響化学物質管理のチェックシート
11. 用語の定義



1. 目的

サプライチェーン全体でグリーン調達を推進し、環境影響化学物質の管理を確実にするために、CKDがサプライヤーに依頼する事項を明確にします。

サプライヤーの皆様をお願いする化学物質管理のポイントは、以下の内容です。

- ・含有化学物質を明らかにし、禁止物質を納入しない。
- ・含有化学物質(成分)の変更を、許可(連絡)なく行わない。
- ・そのために、化学物質のデータ管理と工程管理を実施する。



2. 適用範囲

- 1) CKDが発注する、CKD製品に組み込まれる 原材料・部品・副資材・製品のお取引先に適用します。
- 2) 対象製品は、CKDブランド機器製品と自動機械事業本部が担当しているはんだ印刷検査装置(VP)です。



3. 購買理念

健全な経営、確実な品質のお取引先からの購買を拡大し、相互発展を目指します。



4. 購買の基本方針

- a) 顧客ニーズに応えるための改善活動を推進します。
- b) パートナーであるお取引先との信頼関係を大切にします。
- c) 関連法規や社会規範を遵守します。
- d) 国内外を問わず、技術力の高いお取引先との公平・公正なお取引を目指します。
- e) 購買活動を通じて地球環境の保全に貢献します。

5. グリーン調達

当社の基準により、環境保全を積極的に推進しているお取引先より優先的に調達させていただきます。

a) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001の認定取得、またはこれに準じた下記環境マネジメントシステムの整備を推奨いたします。

・エコアクション21(EA21)認証・登録制度

中小事業者等の幅広い事業者に対して、環境省が策定した“エコアクション21ガイドライン”に基づく、事業者のための認証・登録制度。

認証・登録は(財)地球環境戦略研究機関 持続性センターが実施しています。

・エコステージ

環境経営の支援を目的として、企業のグリーン調達とアカウンタビリティ(説明責任)を推進するため、形式より中身と効果に重点をおいた“エコステージ評価”を(社)エコステージ協会の評価機関が実施しています。ステップバイステップの評価で「システム」と「パフォーマンス」の継続的改善を支援しています。

CKDではレベル2以上の認証取得を推奨します。

・KES

「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」では、費用も少なく規格も分かりやすい「KES・環境マネジメントシステムスタンダード」を策定し、審査・登録をしています。CKDではステップ2の認証取得を推奨します。

b) 環境汚染の防止

法規制を監視し、法令で規制されている禁止物質は、お取引先での使用のみならず、原材料・部品・製品などに含まれることのないようにしてください。

当社は、不含有を保証いただく禁止物質を指定しています。禁止物質の混入防止にご協力ください。

また、製品に含有する化学物質情報と生産での環境管理活動の情報提供をお願いしますので、積極にご協力ください。当社基準によりグリーン調達度の高い原材料・部品・製品を優先的に調達いたします。

c) 省エネルギー・温暖化防止

省エネルギーに配慮した工程での製造、環境負荷の低い原材料・部品・製品の提供をお願いします。

d) 省資源・リサイクル

再使用可能な構造と部品の軽量化・小型化にもご配慮ください。

また、納入いただく原材料・部品・製品の梱包に使用する材料は、極力リサイクルの容易な材質をご使用ください。

e) 廃棄物管理と削減

生産工程から排出される廃棄物は適切な処理を行い、再利用と排出量の削減を推進してください。合わせて、歩留まり向上にもご配慮ください。

6. 環境保全活動の取り組み

環境影響を与える活動・製品・サービスの要素(環境側面)を特定し、これを管理する方法を定め、実施し、監視(点検)し、維持・改善を進めるシステムの構築をお願いします。

【環境活動に対するCKD評価】

ISO14001認証 又は 他の環境マネジメントシステムの認証を取得されましたら、認証のコピーをCKD購買本部企画部へ提出してください。

認証取得をCKD評価項目に採用しています。

7. 環境影響化学物質の規格

国際的な化学物質への規制を受けて、CKDでは禁止物質・管理物質及び管理基準を定めています。

No.	規格名称	内容の概要
1	環境影響化学物質の管理基準	環境影響化学物質を、禁止物質・管理物質に区分して特定し、その判定値(しきい値)を定めている。
2	RoHS指令対象6物質のしきい値及び分析管理値	RoHS指令対象6物質の判定値(しきい値)と析管理値を定めている。

8. お取引先の環境影響化学物質の管理

8.1 環境影響化学物質の管理

お取引先における環境影響化学物質の管理に関する、CKDの要求事項概略は下記内容です。

- 環境影響化学物質を管理し・保証するシステムを構築し、管理体制・責任権限を明らかにする。
- 禁止物質の基準と環境影響化学物質の管理の方法を文書化し、関係者に周知する。
- 定められた環境影響化学物質の基準に基づいて、検証された適合品のみを使用することを指示し実施する。
- 調達ルートを明確にし、二次購買先に要求事項を伝え、購買品が適合していることを確認にする。
- 製造工程では管理された状態で実行し、4S(整理、整頓、清潔、清掃)と識別管理を徹底して誤使用・混入・汚染防止を図る。
- 文書と記録は管理する。
- 要求事項の詳細は、10.項環境影響化学物質管理のチェックシートの設問内容を参照ください。また、チェックシートは自己点検にご活用いただき、不十分と判定された点の改善をお願いします。

8.2 環境特定工程の認定

環境特定工程として、鉛フリーはんだ付け、三価クロメート処理、塗装、無電解ニッケルめっきの4工程はCKD認定制度を実施しています。

- a) 環境特定工程は、二次購買先も含めて実作業の企業をCKDが認定します。
(認定されていない企業への外注は禁止です。)
- b) 認定が必要な時は、「RoHS購買先認定申請書」に必要事項を記入し、以下の必要な書類とサンプルを添付して、購買本部調達部へ申請してください。
 - ・ 購買先の禁止物質の分析データ
 - ・ QC工程表(又は作業標準書)
 - ・ 自己評価した「工程監査チェックリスト」
 - ・ はんだ材と塗料の「禁止物質の不含有証明書」

9. 環境影響化学物質の含有データ、禁止物質の不含有証明書、MSDSの提出

9.1 環境影響化学物質の含有データの提出依頼

- a) JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium：アーティクルマネジメント推進協議会)フォーマット(AIS又はMSDSplus)による含有データを提出してください。
- b) CKDから個別に調査依頼をいたしますので、ご協力をお願いします。

9.2 「禁止物質の不含有証明書」の提出依頼

- a) JAMPフォーマットによる情報(データ)は、保証値ではないため、「環境影響化学物質の管理基準」に定めている禁止物質を含有していない保証として「禁止物質の不含有証明書」を提出してください。

注1)国内法令で製造(輸入)・使用を禁止している物質は、お取引先の自主管理をお願いします。

CKDが定めている禁止物質はRoHS指令の物質と国内大手電機メーカーの指定禁止物質(化審法 第1種特定化学物質の一部を含む)にて構成されています。

注2)JAMPフォーマットのデータと「禁止物質の不含有保証書」は一緒に提出してください。

9.3 MSDSの提出依頼

- a) 新規の副資材(例：銘板用の印字インク、はんだ、グリース、接着剤、防錆油等)及び間接材(例：洗浄液、洗浄前の防錆油等)への変更を依頼する際には、性状及び取扱いに関する情報を記載したMSDS(製品安全データシート：Material Safety Data Sheet)を提出してください。

10. 環境影響化学物質管理のチェックシート (システム構築の参考)

注) 判定欄の記入方法

- ・ ○ = 十分に満たしている
- ・ △ = 一部が不十分な内容がある
- ・ × = 満たしていない
- ・ 非該当 = 非該当

項目	内容	判定	判定の根拠(証拠)
1. 経営者			
1.1 方針	① 経営者は、製品含有の環境影響化学物質管理について、法令と協定の順守と管理体制を構築することについて表明している。 ② 方針は全要員に周知している。		
1.2 内部監査 (仕組、運用の確認)	① 定めた仕組と運用が適切を確認(検証)するために、1回/年は内部監査(パトロールなどを含む)を実施し、その結果を適切に処置(見直し)をしている。		
1.3 経営者による見直し (マネジメントレビュー)	① 内部監査の結果等の不具合の発生状況などを経営者に報告している。また、経営者は適切な指示をおこない、処置を実施している。		
2. システム			
2.1 保証の仕組み	<保証の仕組み> ① 製品含有の環境影響化学物質を管理し、保証するためのシステム(仕組み)が構築され、体系的な規定・手順書・規格などが文書化されている。 <責任・権限> ② 製品含有の環境影響化学物質管理の管理体制(組織)、責任・権限、役割が文書化されている。 <環境影響化学物質の規格> ③ 製品含有の環境影響化学物質管理の管理基準(対象物質と判定値)が設定され、文書化されている。 注)CKDでは「環境影響化学物質の管理基準」を制定し、関係者に公開している。		
2.2 教育訓練	① 2.1項の①～③について、関係者全員に教育を実施するシステムがあると共にその実施の記録が確認できる。 ② 専門的業務は対象作業者に教育訓練を実施し、業務の遂行能力が証明できる。		
2.3 文書、記録の管理	① 製品含有の環境影響化学物質管理に関する文書は、常に最新版を維持し、運用と整合している。 ② 製品含有の環境影響化学物質管理及び含有物質の記録・証拠(データ)は、3年間又は法令の定める期間は保管している。		
2.4 コミュニケーション (情報伝達)	<法令の監視> ① 関連する法令を監視するシステムを持ち、法令の新規制定と改定に対しては社内の標準書の見直しを実施している。 <CKDのガイダンスと規格の周知> ② CKDからの「CKDグリーン調達ガイド」と「環境影響化学物質の管理基準」は社内に周知し、社内標準との整合性を確保している。 <社内コミュニケーション> ③ 組織的な社内伝達のシステムがあり、必要な情報は共有化している。		

(つづき)			
項目	内容	判定	判定の根拠(証拠)
3.製品づくり			
3.1設計管理	設計(製品設計、工程設計)に当たって、禁止物質を選定しないように、規格に定めている。		
	選定した部材は規格を満足していることを検証し、その記録を保管している。		
3.2購買管理	指示文書(図面、規格書、仕様書など)で、後工程が禁止物質を使用しない指示が明確になっている。		
	二次購買先に禁止物質の情報を伝えている。 注)CKDでは「環境影響化学物質の管理基準」を制定し、お取引先に公開している。		
	製品含有の環境影響化学物質管理の要求事項を二次購買先に伝えている。 注)CKDでは「CKDグリーン調達ガイド」を制定し、お取引先に公開している。		
	二次購買先の製品含有の環境影響化学物質管理について事前検証をおこない、信頼できる二次購買先を選定し、発注している。		
	購買品の環境影響化学物質の含有の有無・含有量の情報入手の手順を定め、確認(検証)している。		
	環境特定4工程を外注する場合は、CKDが認定した企業に発注している。		
	納入に当たっては、購買品が判断基準に基づいて適合していることを検証(検査)している。		
3.3製造管理 (誤使用、混入、 汚染防止)	定期的に二次購買先を監査(パトロール)し、適切性を確認し、必要な処置を実施している。		
	適合品のみが製造工程に入る仕組が構築できている。		
	禁止物質を使用している他のライン・設備がある場合は、ライン・設備・治工具・副資材などを専用化するなどを実施し、汚染を防止している。 (例：表面処理、はんだ付け作業)		
	禁止物質を使用している設備などと共用する場合は、洗浄基準等を定め、管理された状態で運用している。 (例：射出成形機)		
	含有物質の化学反応を伴う工程では、製造条件を設定し、化学物質の変化を管理している。 酸化、還元反応などによる化学物質の組織・化学変化や、蒸発・揮発などによる濃度変化が派生する工程を特定し、適切な管理を実施する。 (樹脂成形、接着、めっき、塗装、印刷、など)		
リサイクル材を使用する場合は、そのリスクを把握し、管理方法を定めて運用している。			
工場内に、禁止物質を使用している(存在している)場合は、識別表示を実施し、誤使用・混入と汚染を防止している。			
3.4出荷管理	適合品のみが出荷される仕組みを構築している。 ・受入検証(検査)された部材を使用して製造している。 ・定められた設備、条件、方法で製造している。 ・不適合品は適切に処置されている。 ・必要に応じて、測定などの検証(検査)を実施している。		

(つづき)			
項目	内容	判定	判定の根拠(証拠)
3.4出荷管理	② 倉庫保管は、4S・識別表示がおこなわれ、誤出庫・混入の防止を実施している。		
3.5不適合品の管理	① 不適合の判断基準と発生時の処置手順を文書化し、周知している。		
	② 処置手順に従って実施している。 また、適合品と不適合品の識別を実施し、誤使用・混入を防止すると共に不適合品の出荷防止が実施されている。		
	③ 不適合発生に対しては、分析評価・原因を究明して再発防止の処置を実施している。		
	④ CKDへ納入したものが不適合品であった 又は 不適合品の可能性があると分かった時は、CKDに報告する手順を定め、実施できる状態である。		
3.6変更管理	① CKDの「お取引先における品質保証の手引」の変更管理の定めに従って運用できるように関係者に周知し、実施できている。		
	② 二次購買先にこの変更管理を伝達し、実施できるように指導している。		
3.7トレーサビリティ(履歴管理)	① 不適合発生等の範囲の特定や、変更時の情報提供を可能にするために、リスクに応じた製品の履歴管理を実施している。		

1.1. 用語の定義

用語	用語の定義、解説
環境影響化学物質	・ 環境(人の安全衛生を含む)に影響を与える化学物質で、国内法で定めた使用禁止物質及び使用規制物質 と CKDが定めた禁止物質・管理物質をいう。 (化学物質と表現していることがあります)
禁止物質	・ 製品に含有してはならない物質をいう。
管理物質	・ 製品への含有の有無及び含有量を把握する物質をいう。
お取引先	・ CKDの直接の購買先を“お取引先”と表現しています。
二次購買先	・ “お取引先”の外部発注先を“二次購買先”と表現しています。
製品	・ 原材料、部品、製品を含めて、CKDへ納入するものを製品と表現しています。 (チェックシートでは製品と用語を統一しています。)
環境特定工程	・ 禁止物質混入が発生し易い鉛フリーはんだ付け、三価クロメート処理、塗装、無電解ニッケルめっき処理の4工程をいう。
JAMP	・ アーティクルマネジメント推進協議会(日本)の略。REACH規則対応を踏まえて業界横断の活動推進組織として発足した。管理対象物質リストを提供している。 ・ MSDSplus、AISファイルで含有物質が報告される。
副資材	・ 技術部門から出図されるリストに記載されていないが、製品に組み込まれる物質 (例：銘板用の印字インク、はんだ・はんだペースト、グリース、接着剤、そのまま組み付けられる防錆油)
間接材	・ 間接材：製造工程で使用されるが、製品・部品には残留しない物質 (例：洗浄液、洗浄前の防錆油)
MSDS	・ Material Safety Data Sheet：製品安全データシート 化管法の第1種指定化学物質・第2種指定化学物質、労働安全衛生法・毒物及び劇物取締法の指定物質 及び それらを含む製品を他の事業所に譲渡・提供する際にメーカーより交付される、化学物質の性状と安全に取扱うための情報を記載したもの。

自動化で未来を拓く

CKD

■ 発行 C K D株式会社

■ 問い合わせ先 購買本部 企画部

TEL (0568) 74-1137 FAX (0568) 75-1325

生産本部 技術統括部 環境物質分析 担当

TEL (0568) 74-1203 FAX (0568) 75-0820